

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご提供しています。

閲覧方法

下記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードから閲覧する方法

ご契約のしおり・約款

特別勘定のしおり

下記の手順をご覧ください。

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款 / Web版 特別勘定のしおり」をクリック
- 3 下記の検索コードを入力して「検索」をクリック

ご契約のしおり・約款 **0300019113**

特別勘定のしおり **0300019312**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。 ※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず変額保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで
ご確認ください。



この保険の正式名称は、変額保険(有期型)です。

募集代理店

販売委託先保険会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2024 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

しあわせ つみたて

変額保険(有期型)

契約年齢: 0歳~70歳

& そなえぷらす

(保険料払込免除特約)



契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1~

契約概要 P23~

注意喚起情報 P33~

Web版「ご契約のしおり・約款」
「特別勘定のしおり」のご案内

裏表紙



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
特別勘定の運用実績の変動により、損失が生じるおそれがあります。
解約払戻金額、満期保険金額に最低保証はありません。

販売委託先保険会社

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

しあわせな未来に向けた資産形成をはじめませんか？

いつ、いくら必要か考えてみましょう。

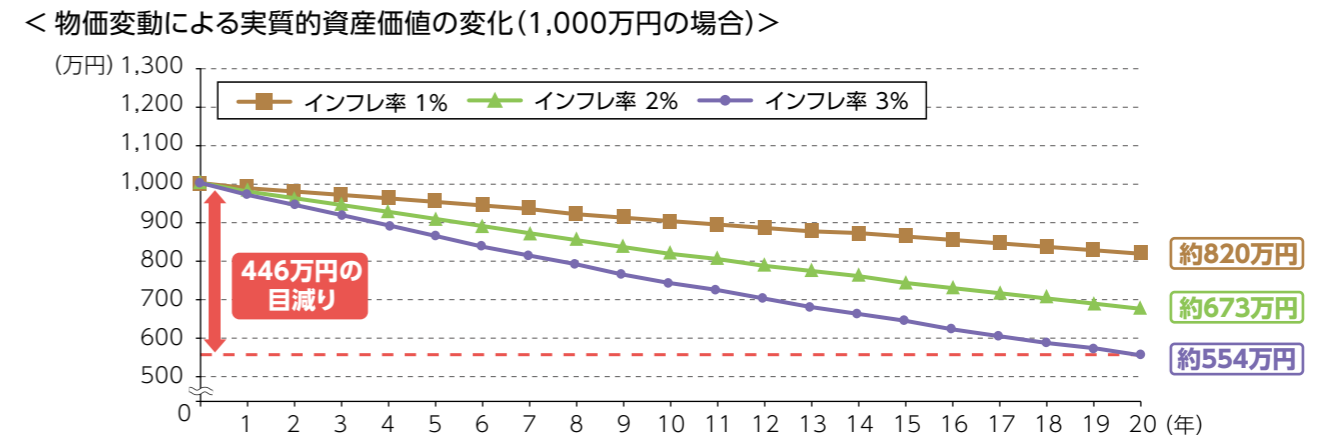
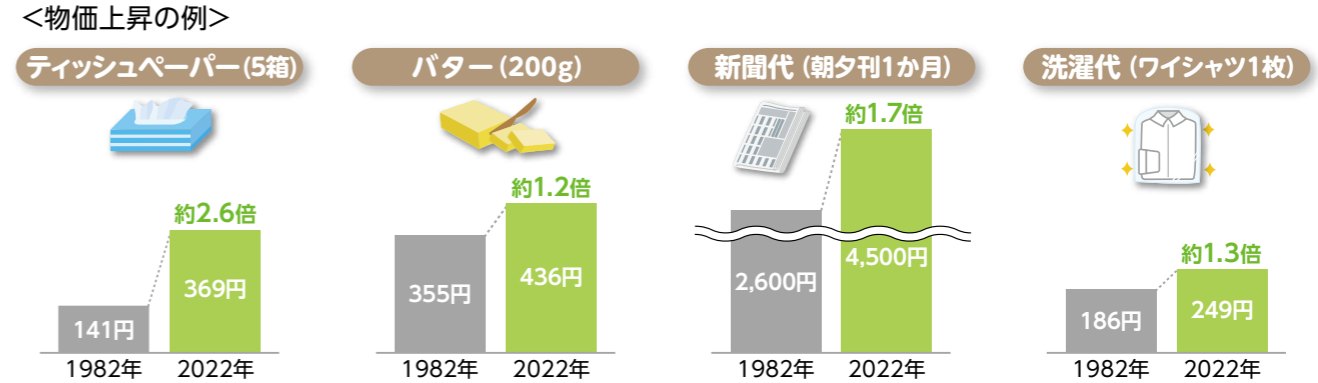
住宅購入資金	土地付注文住宅	【購入費用】 約4,694万円	【1か月あたり予定返済額】 約13.1万円
	マンション	約4,848万円	約13.2万円
教育資金 (幼稚園～大学)	すべて公立	約894万円	
	すべて私立(大学:文系)	約2,518万円	
趣味・娯楽	国内旅行	約10.3万円	
	海外旅行	約30.1万円	
	外食	約5.5万円	
セカンドライフ 資金	公的年金等による収入の平均(A)	約21.8万円	
	ゆとりある老後の生活費(B)	約37.9万円	
	ゆとりある生活のための上乗せ額(B)-(A)	約16.1万円	
セカンドライフ 介護資金	一時的費用	約74万円	
	毎月の平均費用	約8.3万円	
住宅リフォーム	約206万円 (うち自己資金は153万円)		

将来に向けて効率よく資産形成する方法は？

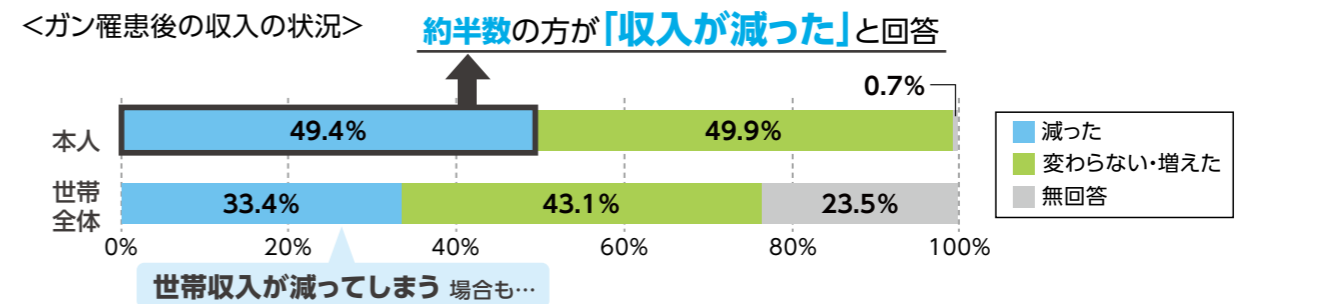
しあわせつみたてなら…
**手軽に始めて
 ふやして受取るたのしみ**があります。

資産形成するうえで注意が必要なことは？

インフレ せっかく準備したご資金も、インフレになるとお金の価値そのものが下がってしまう可能性があります。



収入減 たとえば、ガン等の重篤な疾患に罹患した場合、これまでどおり働けなくなり、収入が減少してしまう可能性があります。



しあわせつみたてなら…
**不測の事態に備えながら資産形成を
 サポートするしくみ**があります。

【出典】●住宅購入資金…独立行政法人住宅金融支援機構「2022年度フラット35利用者調査」●教育資金…幼稚園から高校:文部科学省「令和3年度子供の学費調査」、大学:株式会社日本政策金融公庫「令和3年度「教育費負担の実態調査結果」」●趣味・娯楽の費用(年間平均)…(公財)日本生産性本部「レジャー白書(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」●介護費用…(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」●リフォーム費用…国土交通省「令和4年度住宅市場動向調査報告書」●物価上昇の例…総務省統計局「小売物価統計調査(東京都都区小売価格)」●新聞代は全国統一価格(全国紙)●ガン罹患後の収入の状況…東京都福祉保健局「東京都がん医療に係る実態調査報告書(平成31年3月)」

「しあわせつみたて」の特徴としくみ

Point 1 つみたてで育てる

- 毎月の保険料を、投資信託を投資対象とする特別勘定で運用します。
- 特別勘定は、国内外の株式や債券等を投資対象とする10種類を揃え、1%単位で組み合わせることができます。

くわしくは P9~P12

Point 2 万が一に備える

- 死亡または高度障害 死亡・高度障害保険
 - 死亡・高度障害保険または保険金の支払積立金額のいずれか(特別勘定の運用実績基本保険金額を最
- 状態になったとき、金をお支払いします。金額は、基本保険金額事由が生じた日の大きい額となります。績にかかわらず、低保証)

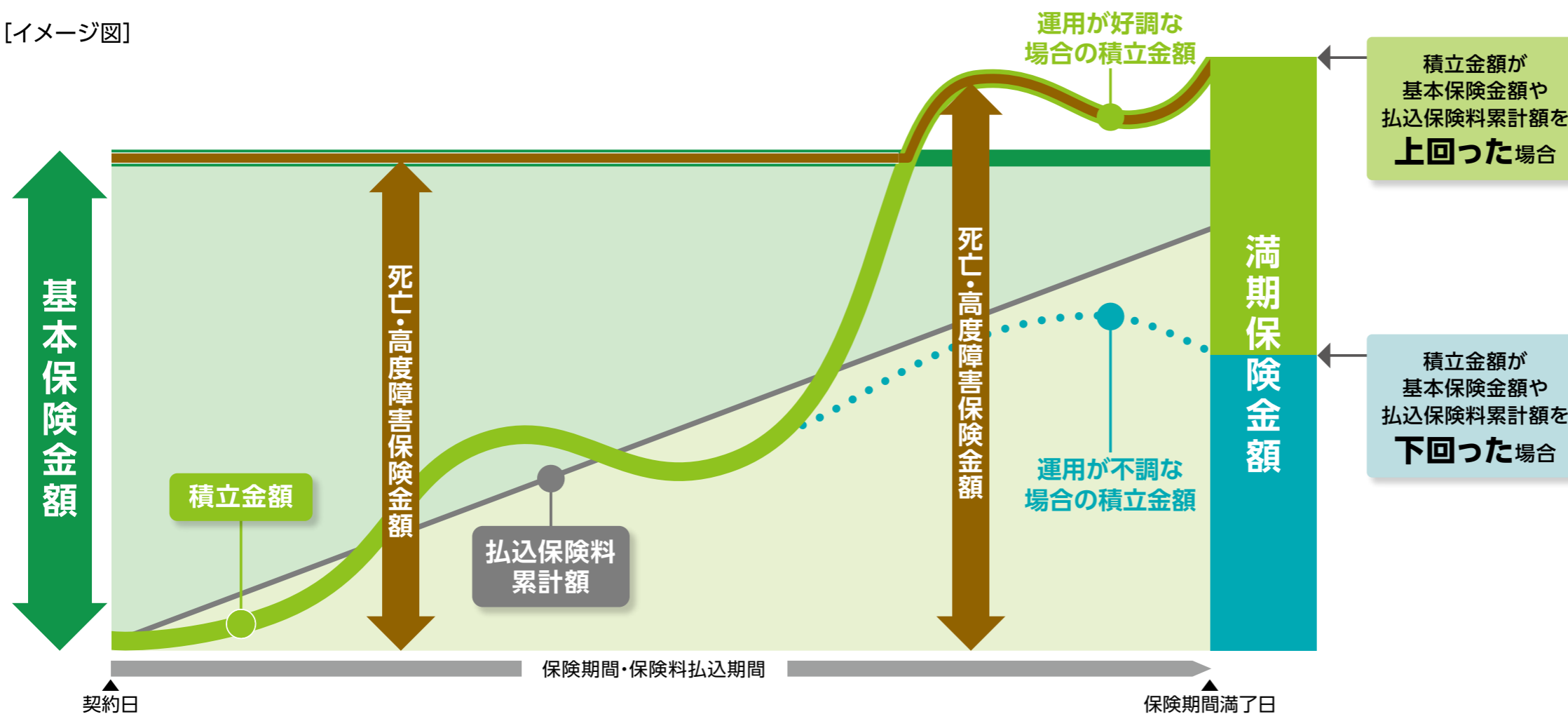
くわしくは P5

Point 3 受取るよろこび

- 被保険者が保険期間満了時に生存している場合、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。
- 満期保険金は、一時金でお支払いします。また、特約を付加することにより年金でお受取りいただくこともできます。

くわしくは P14

[イメージ図]



& そなえぷらす

「保険料払込免除特約」を付加することで、三大疾病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）により被保険者が所定の状態に該当された場合、将来の保険料の払込みを免除します。

くわしくは P6

被保険者
健康告知
要

CHECK 毎月の保険料は定額で、月々5,000円*からはじめられます。
* 月払保険料5,000円以上かつ基本保険金額200万円以上である必要があります。

※上図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。
※上図は、保険期間中に解約等がなかった場合のもので。

ご注意ください

- この保険には、保険期間中**お客さまにご負担いただく費用があります**。また、ご契約から10年未満に解約等される場合、所定の解約控除がかかります。 くわしくは P19~P20、P33~P35
- **解約払戻金額、満期保険金額に最低保証はありません**。そのため、運用実績によっては払込保険料累計額を下回り、損失が生じる場合があります。 くわしくは P35

被保険者が、以下のいずれかの事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

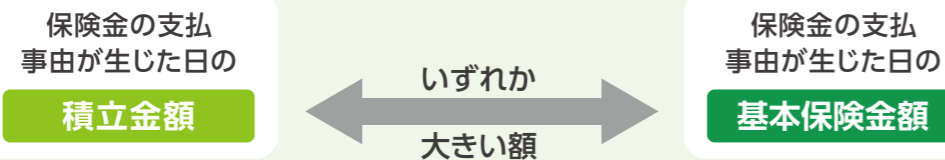
死亡保険金

保険期間中に死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

高度障害保険金

責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態に該当された場合、高度障害保険金を被保険者にお支払いします。

死亡保険金・高度障害保険金は、基本保険金額を下回ることはありません。



満期保険金

保険期間満了時に生存している場合、満期保険金を満期保険金受取人にお支払いします。

満期保険金は、積立金額の運用実績によって、**払込保険料累計額**や**基本保険金額**を下回ることがあります。



⚠️ ご注意ください

- 死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金は重複してお支払いしません。

不慮の事故による払込免除(主契約)

次の場合に将来の保険料の払込みを免除します。

不慮の事故によるケガ	事故の日からその日を含めて180日以内に、所定の身体障害状態に該当されたとき
------------	--

リビング・ニーズ特約



被保険者の余命が6か月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。

特約基準保険金額は、基本保険金額以内で指定していただきます。

同一被保険者につき通算して3,000万円が上限となります。

※リビング・ニーズ保険金は、請求日から保険期間満了日までの期間が1年以内である場合にはお支払いしません。
 ※リビング・ニーズ保険金のお支払いの際、請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引きます。
 ※基本保険金額の全額を指定された場合、請求日にさかのぼって契約は消滅します。基本保険金額の一部を指定された場合、請求日にさかのぼって基本保険金額は減額されたものとします。
 ※この特約によるお支払いは、1契約について1回を限度とします。
 ※詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

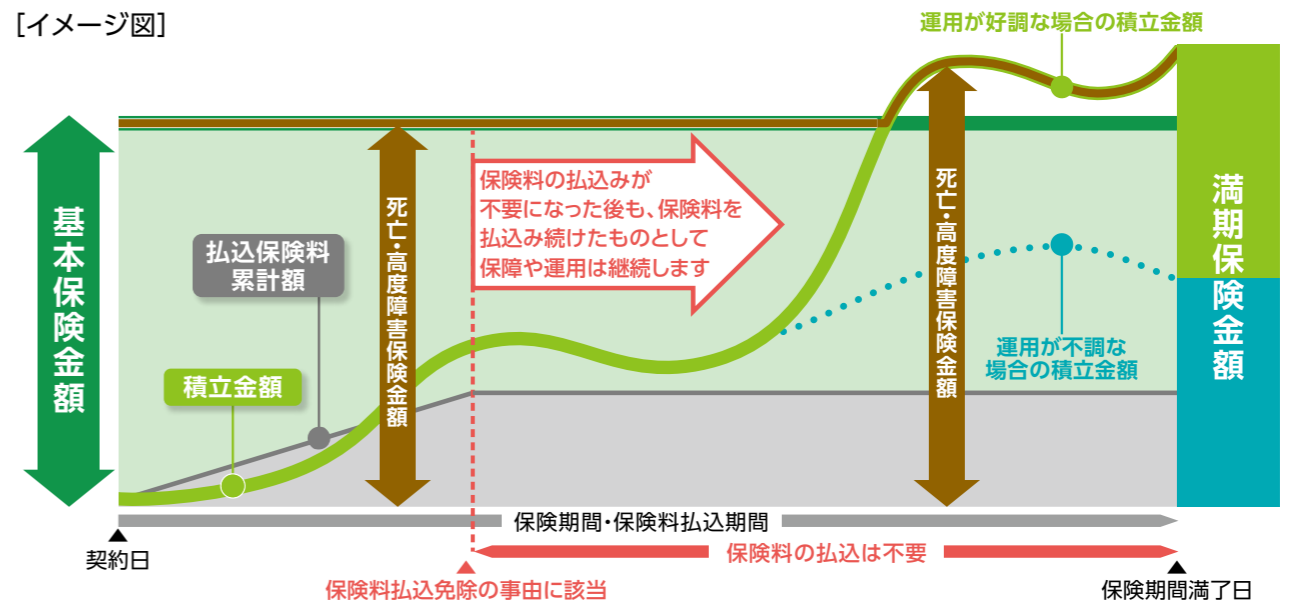
保険料払込期間中に、被保険者が以下のいずれかの事由に該当された場合、将来の保険料の払込みを免除します。**免除後も、これまでどおり保障や運用を継続します。**

※この特約は、契約締結時にのみ付加することができます(中途付加はできません)。

ガン(悪性新生物*) *上皮内ガンは除きます。	初めて診断確定されたとき ※責任開始日から90日以内に診断確定された場合は保険料の払込みを免除しません。
心疾患	入院されたとき (対象となる疾病の例) 狭心症、心不全、筋症、急性心筋梗塞 等
脳血管疾患	入院されたとき (対象となる疾病の例) 脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血 等

※詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

[イメージ図]



※上図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。
 ※上図は、保険期間中に解約等がなかった場合のものであります。

⚠️ ご注意ください

- この特約を付加する場合には、この特約の保障にあたる保険料をご負担いただきます。ただし、この特約部分の保険料は特別勘定に繰り入れません。
- 保険料の払込免除の事由の発生前に限り、この特約を解約することができます。なお、この特約には、解約払戻金はありません。

【ワンポイント】

もしものときの保険料負担は無視できません。

■ 三大疾病に罹患したことにより、退職される方も…

<罹患後の勤め先の就業継続・退職の状況(退職した人の割合)>

ガン	20.6% (約4.9人に1人)	心疾患	17.7% (約5.7人に1人)	脳血管疾患	22.5% (約4.5人に1人)
----	----------------------------	-----	----------------------------	-------	----------------------------

【出典】独立行政法人 労働政策研究・研修機構「平成30年 病気の治療と仕事の両立に関する実態調査(WEB患者調査)」



基本保険金額1,000万円の場合



(試算条件)

- ご契約年齢：30歳 ■ 保険期間・保険料払込期間：65歳満了
- 月払保険料：保険料払込免除特約付加なし 17,190円
保険料払込免除特約付加あり 18,420円

経過 年数	年齢	払込保険料累計額(円)		死亡・高度障害保険金額(万円)				解約払戻金額(万円)			
		保険料払込免除特約		運用実績(年率)				運用実績(年率)			
		なし	あり	-3%	0%	+3%	+6%	-3%	0%	+3%	+6%
1年	31	206,280	221,040	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0	0	1
5年	35	1,031,400	1,105,200	1,000	1,000	1,000	1,000	68	74	80	87
10年	40	2,062,800	2,210,400	1,000	1,000	1,000	1,000	142	165	193	226
15年	45	3,094,200	3,315,600	1,000	1,000	1,000	1,000	197	246	311	397
20年	50	4,125,600	4,420,800	1,000	1,000	1,000	1,000	241	325	447	626
25年	55	5,157,000	5,526,000	1,000	1,000	1,000	1,000	276	401	604	935
30年	60	6,188,400	6,631,200	1,000	1,000	1,000	1,352	300	474	785	1,352
35年	65	7,219,800	7,736,400	1,000	1,000	1,000	1,910	313*	541*	1,000*	1,910*



(試算条件)

- ご契約年齢：30歳 ■ 保険期間・保険料払込期間：65歳満了
- 月払保険料：保険料払込免除特約付加なし 16,890円
保険料払込免除特約付加あり 18,680円

経過 年数	年齢	払込保険料累計額(円)		死亡・高度障害保険金額(万円)				解約払戻金額(万円)			
		保険料払込免除特約		運用実績(年率)				運用実績(年率)			
		なし	あり	-3%	0%	+3%	+6%	-3%	0%	+3%	+6%
1年	31	202,680	224,160	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0	0	0
5年	35	1,013,400	1,120,800	1,000	1,000	1,000	1,000	67	73	80	87
10年	40	2,026,800	2,241,600	1,000	1,000	1,000	1,000	141	164	191	224
15年	45	3,040,200	3,362,400	1,000	1,000	1,000	1,000	196	245	310	394
20年	50	4,053,600	4,483,200	1,000	1,000	1,000	1,000	241	324	445	622
25年	55	5,067,000	5,604,000	1,000	1,000	1,000	1,000	278	402	602	929
30年	60	6,080,400	6,724,800	1,000	1,000	1,000	1,342	308	479	785	1,342
35年	65	7,093,800	7,845,600	1,000	1,000	1,000	1,895	330*	554*	1,000*	1,895*

例表について

- ・表示の金額は、運用実績が保険期間中一定(年率:-3%、0%、+3%、+6%)で推移したものと仮定して計算していますが、将来にわたってお約束するものではありません。
- ・表示の運用実績(年率:-3%、0%、+3%、+6%)は、上限または下限を示すものではありません。したがって実際の運用実績は年率-3%を下回る場合も、+6%を上回る場合もあります。
- ・表示の運用実績(年率:-3%、0%、+3%、+6%)は、保険関係費、資産運用関係費等を控除したあとの数値です。

月払保険料2万円の場合



(試算条件)

- ご契約年齢：30歳 ■ 保険期間・保険料払込期間：65歳満了
- 基本保険金額：保険料払込免除特約付加なし 1,163万円
保険料払込免除特約付加あり 1,085万円

経過 年数	年齢	払込 保険料 累計額 (万円)	保険料払込免除特約なし								保険料払込免除特約あり							
			死亡・高度障害保険金額(万円)				解約払戻金額(万円)				死亡・高度障害保険金額(万円)				解約払戻金額(万円)			
			運用実績(年率)				運用実績(年率)				運用実績(年率)				運用実績(年率)			
			-3%	0%	+3%	+6%	-3%	0%	+3%	+6%	-3%	0%	+3%	+6%	-3%	0%	+3%	+6%
1年	31	24	1,163	1,163	1,163	1,163	0	0	0	1	1,085	1,085	1,085	1,085	0	0	0	1
5年	35	120	1,163	1,163	1,163	1,163	79	86	94	102	1,085	1,085	1,085	1,085	74	80	87	95
10年	40	240	1,163	1,163	1,163	1,163	165	192	225	263	1,085	1,085	1,085	1,085	154	180	209	245
15年	45	360	1,163	1,163	1,163	1,163	229	287	362	462	1,085	1,085	1,085	1,085	214	268	338	431
20年	50	480	1,163	1,163	1,163	1,163	281	379	521	729	1,085	1,085	1,085	1,085	262	353	486	680
25年	55	600	1,163	1,163	1,163	1,163	321	467	703	1,088	1,085	1,085	1,085	300	436	656	1,015	
30年	60	720	1,163	1,163	1,163	1,573	350	551	914	1,573	1,085	1,085	1,085	1,468	326	515	853	1,468
35年	65	840	1,163	1,163	1,163	2,222	364*	630*	1,163*	2,222*	1,085	1,085	1,085	2,074	340*	588*	1,085*	2,074*



(試算条件)

- ご契約年齢：30歳 ■ 保険期間・保険料払込期間：65歳満了
- 基本保険金額：保険料払込免除特約付加なし 1,184万円
保険料払込免除特約付加あり 1,070万円

経過 年数	年齢	払込 保険料 累計額 (万円)	保険料払込免除特約なし								保険料払込免除特約あり							
			死亡・高度障害保険金額(万円)				解約払戻金額(万円)				死亡・高度障害保険金額(万円)				解約払戻金額(万円)			
			運用実績(年率)				運用実績(年率)				運用実績(年率)				運用実績(年率)			
			-3%	0%	+3%	+6%	-3%	0%	+3%	+6%	-3%	0%	+3%	+6%	-3%	0%	+3%	+6%
1年	31	24	1,184	1,184	1,184	1,184	0	0	0	1	1,070	1,070	1,070	1,070	0	0	0	1
5年	35	120	1,184	1,184	1,184	1,184	80	87	95	103	1,070	1,070	1,070	1,070	72	78	85	93
10年	40	240	1,184	1,184	1,184	1,184	167	194	227	265	1,070	1,070	1,070	1,070	151	176	205	240
15年	45	360	1,184	1,184	1,184	1,184	232	290	367	467	1,070	1,070	1,070	1,070	210	262	331	422
20年	50	480	1,184	1,184	1,184	1,184	286	384	527	737	1,070	1,070	1,070	1,070	258	347	477	666
25年	55	600	1,184	1,184	1,184	1,184	329	476	713	1,100	1,070	1,070	1,070	1,070	298	431	645	995
30年	60	720	1,184	1,184	1,184	1,589	365	567	930	1,589	1,070	1,070	1,070	1,437	330	513	841	1,437
35年	65	840	1,184	1,184	1,184	2,244	391*	656*	1,184*	2,244*	1,070	1,070	1,070	2,029	354*	594*	1,070*	2,029*

※万円未満の端数は切り捨てて表示しています。

※経過年数は、契約日から起算した年数をいい、各数値は、保険料の未納がなく、経過年数にわたり保険料が払込まれたことを前提に各保険年度の末日を基準に計算しています。

*満期保険金額を記載しております。

それでは、しあわせつみたての特別勘定について見てみましょう!



10種類の特別勘定から選択

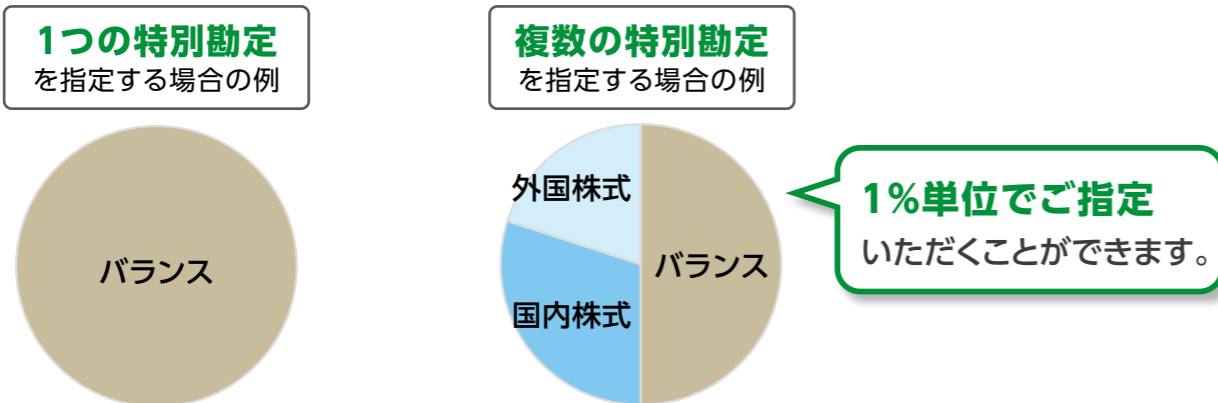


- 国内株式インデックス
- 外国株式インデックス
- 米国株式インデックス
- 外国株式アクティブ1型
- 国内債券インデックス
- 外国債券インデックス
- 国内リート
- 先進国リート
- バランス株式50
- マネー

保険料を繰入れる特別勘定の指定

ご契約時に、保険料を繰入れる特別勘定を1つまたは複数から指定することができます。複数の特別勘定を指定する場合、保険料の各特別勘定への配分割合を指定いただけます。また、保険料払込期間中であれば、特別勘定や配分割合をご契約後も変更することができます。

[例]



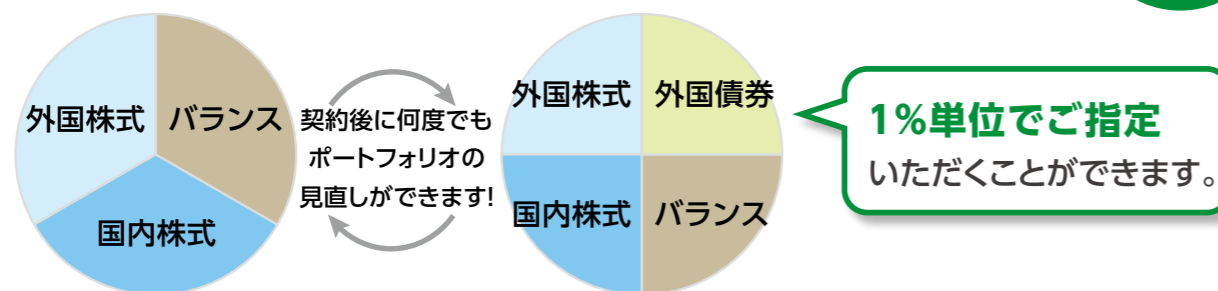
特別勘定や保険料配分割合の変更は、お電話または書面でお手続きいただけます。

積立金の移転(スイッチング)



スイッチングにより、特別勘定の種類・配分割合を変更することができます。

[例]



※このイメージ図は、スイッチングをご理解いただくためのもので、実際の特別勘定とは異なります。また、例示の資産配分を推奨するものではありません。

CHECK スwitching時の収益に対する課税は、解約等の受取時まで繰延べられ、全額再投資されます。

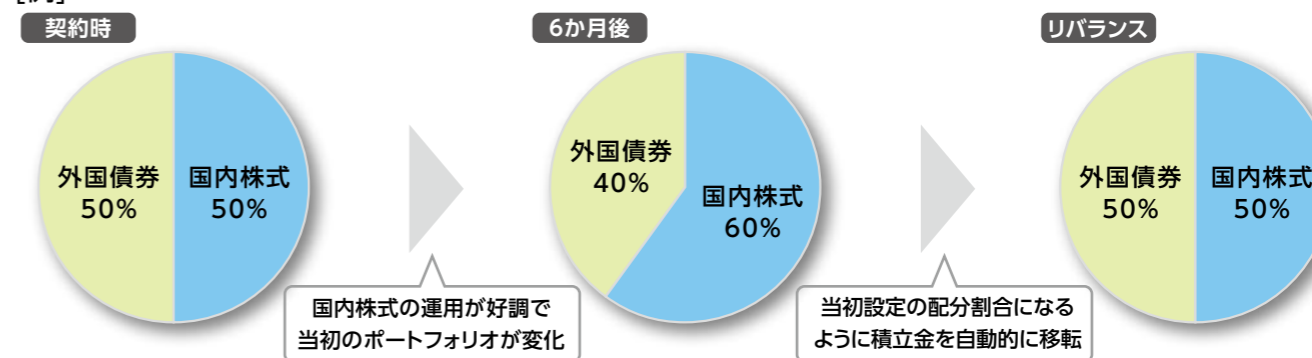
オート・アセット・リバランス



オート・アセット・リバランス(積立金配分自動調整制度)は、あらかじめ設定された特別勘定の配分割合になるよう、定期的に自動調整する制度です。

- あらかじめ設定された特別勘定の配分割合を、維持することができます。
- オート・アセット・リバランスは手数料がかからず、リバランス時には収益があっても課税されません。
- 時期は3か月、6か月、1年ごとからお選びいただけます。
- スwitchingの回数には含まれません。

[例]



※このイメージ図は、オート・アセット・リバランスをご理解いただくためのもので、実際の特別勘定とは異なります。また、将来を約束するものでもなく、例示の資産配分を推奨するものではありません。

オート・アセット・リバランスの設定中にスitchingをした場合、そのスitchingの配分割合がオート・アセット・リバランスの新たな配分割合として設定されます。

スitchingは、インターネット、お電話、書面でお手続きいただけます。

- スitchingは、1保険年度*15回までは無料です。
1保険年度*16回目から、インターネット以外の方法でスitchingする場合は、2,500円/回の手数料がかかります。
* 契約日または年単位の契約応当日から起算して1年間
* 積立金額が2,500円以下でスitchingにかかる手数料控除により積立金額が0(ゼロ)となる場合には、スitchingはできません。
- スitchingの実施は、三井住友海上プライマリー生命がスitchingのお申し出を受付けた日の翌営業日の積立金を基準に積立金の移転を行い、その翌日からご指定の特別勘定で運用を開始します。受付方法によって取扱いが異なります。

[受付方法]

インターネット	ご利用時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:00～24:00 ※15時までは当日受付、15時以降は翌営業日受付となります。
電話	受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 ※15時までは当日受付、15時以降は翌営業日受付となります。
請求書	不備のない書類が三井住友海上プライマリー生命に到着した日が受付日となります。



インターネットなら何回でも無料でスitchingできます。

プライマリー生命マイページへ登録することで、インターネットでスitchingができます。

便利なプライマリー生命マイページの登録方法はP21 ▶▶



運用実績の確認

各特別勘定の運用実績(ユニットプライスの騰落率等)については、三井住友海上プライマリー生命のホームページの「ユニットプライス」「特別勘定運用レポート」のページでご確認いただけます。



特別勘定のラインアップ

国内外の厳選された特別勘定を幅広くラインアップしています。

種類	特別勘定(ファンド)の名称	投資対象となる投資信託の名称*1	運用会社	運用方針	資産運用関係費(税込)
国内株式	国内株式インデックス ファンドコード 01033	国内株式インデックス・ ファンドVA	ブラックロック・ ジャパン 株式会社	主としてわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する運用成果を目指します。	年率 0.0605%
外国株式	外国株式インデックス ファンドコード 03020	JDFインデックス・ ファンド 外国株式I	ブラックロック・ ジャパン 株式会社	日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する投資成果を目指します。	年率 0.1650% 程度
	米国株式インデックス ファンドコード 03021	米国株式(S&P500) インデックス・ ファンドVA	ブラックロック・ ジャパン 株式会社	主にブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資する上場投資信託証券および米国の株式へ投資し、S&P500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	年率 0.0531% 程度
	外国株式アクティブ1型 ファンドコード 03022	フランクリン・ テンプレトン・ グローバル株式 ファンドVA	フランクリン・ テンプレトン・ ジャパン 株式会社	日本を除く世界各国の主要株式市場に投資することにより、中長期的な運用成果を目指します。クオンツ手法により多面的に分析し、個別銘柄を選択します。原則として、円に対する為替ヘッジは行いません。	年率 0.7480%
国内債券	国内債券インデックス ファンドコード 02003	国内債券インデックス・ ファンドVA	ブラックロック・ ジャパン 株式会社	円建ての債券等を主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合に連動する運用成果を目指します。	年率 0.0825%
外国債券	外国債券インデックス ファンドコード 04023	外国債券インデックス・ ファンドVA	ブラックロック・ ジャパン 株式会社	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)に連動する運用成果を目指します。	年率 0.0825%
リート(不動産投資信託)	国内リート ファンドコード 07009	国内リートインデックス・ ファンドVA	ブラックロック・ ジャパン 株式会社	日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S&P J-REIT指数(配当込み)に連動する運用成果を目指します。	年率 0.0660%
	先進国リート ファンドコード 07010	先進国リートインデックス・ ファンドVA	ブラックロック・ ジャパン 株式会社	日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	年率 0.0935%
バランス	バランス株式50 ファンドコード 05183	SMAM・ バランスファンド VA50	三井住友DS アセット マネジメント 株式会社	実質的に国内外の株式・債券への分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。基本資産配分比率を、国内株式25%、キャッシュを含む国内債券25%、外国株式25%、外国債券25%を基本とします。	年率 0.3240%
マネー	マネー ファンドコード 06024	SMAM・ FGマネーファンド VA	三井住友DS アセット マネジメント 株式会社	円建ての公社債等を中心に投資を行い、安定した運用成果を目指します。	年率 0%~ 0.1980%*2

*1 投資信託の正式名称については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

(例:国内株式インデックス・ファンドVA→国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用))

*2 前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じた率を用いて毎月ごとに決定するため、上限と下限のみを記載しております。

■ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

■ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

保険料の特別勘定への繰入れ

お申込みいただく保険料から、保険関係費のうち保険契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額を、特別勘定に繰入れます。

- 保険料の特別勘定への繰入日は以下のとおりです。

月払プランの場合

第1回保険料 …… ご契約日
2回目以後の保険料 … 月単位の契約応当日

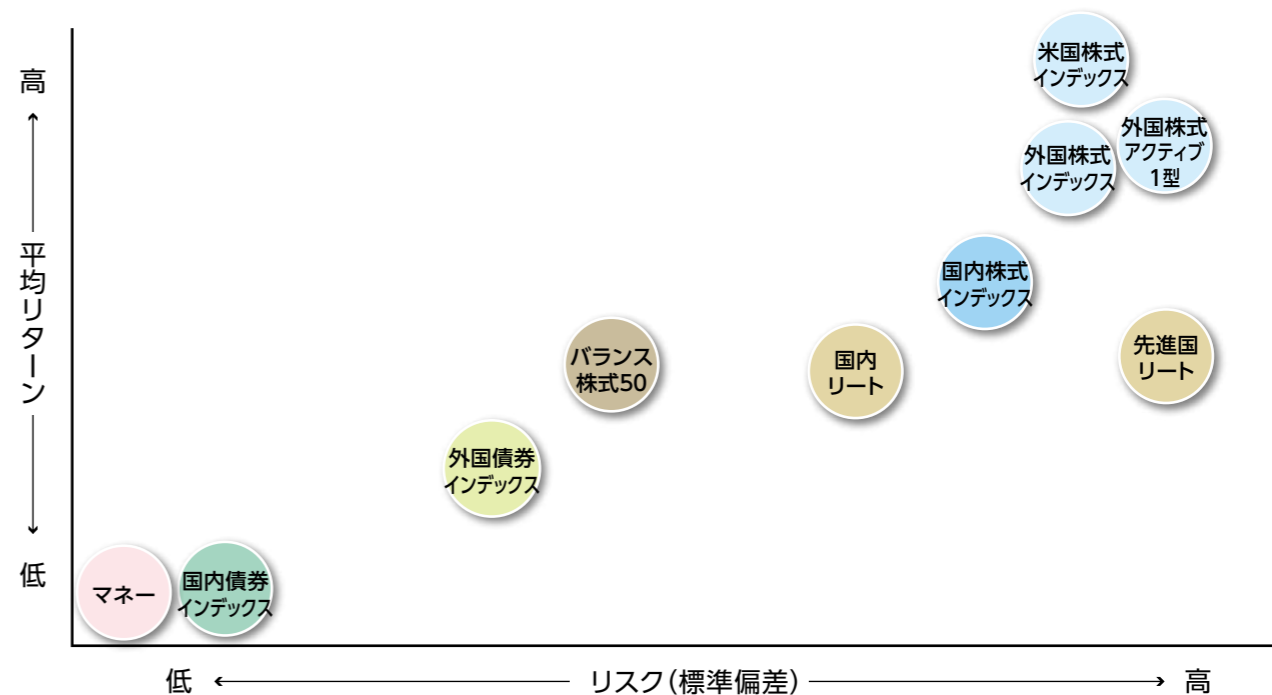
年払プラン・半年払プラン、前納の場合

あらかじめお預りした保険料のうち … ご契約日および月単位の契約応当日
払込期月(月単位)に対応する保険料

特別勘定へ繰入れた金額から、保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用や資産運用関係費を差し引いて、日々の特別勘定資産が評価されます。

各特別勘定のリスクとリターンのイメージ(2013年~2023年)

下図は、各特別勘定のリスクと平均リターンを、各種インデックスデータを使用し、一定の条件のもと算出した結果をイメージ化したものです。



将来のリスクとリターンを保証するものではありません。

将来の選択肢について

保険料の払込みを中止して保障を継続

保険料の払込みが困難になった場合等、保険料の払込みを中止して、その時点の解約払戻金をもとに保障を継続する2つの方法があります。 ※当社所定の条件により、変更できない場合があります。

なお、**契約日から保険料払込年月数が10年未満の場合には、所定の解約控除がかかります。**

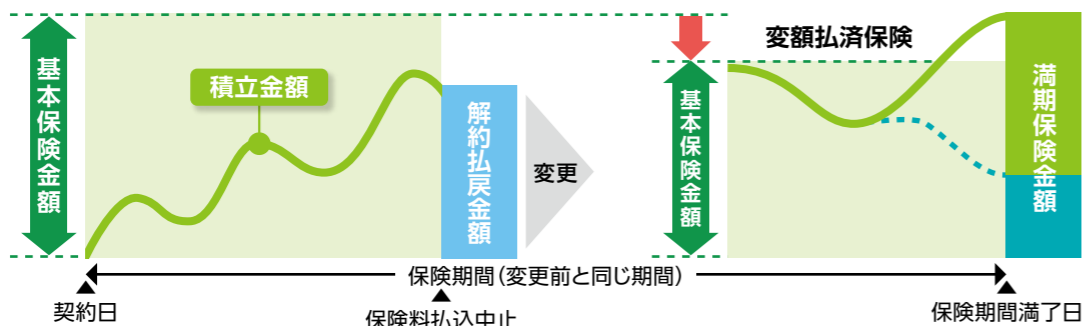
変額払済保険

引き続き**特別勘定**で**運用**を継続したい方：保険料の払込みを中止して、変額払済保険に変更することができます。

特別勘定での運用	継続
変更後の基本保険金額	変更日の解約払戻金額に基づき計算*1します。
保険期間満了日	変更なし

*1 解約払戻金額等により、変更後の基本保険金額が変更前の基本保険金額を下回ることがあります。また、計算の結果、変更後の基本保険金額が変更前の基本保険金額を超えるときは、変更前の基本保険金額と同額とし、解約払戻金の残額を契約者にお支払いします。

[イメージ図]「変更後の基本保険金額」が「変更前の基本保険金額」を下回った場合



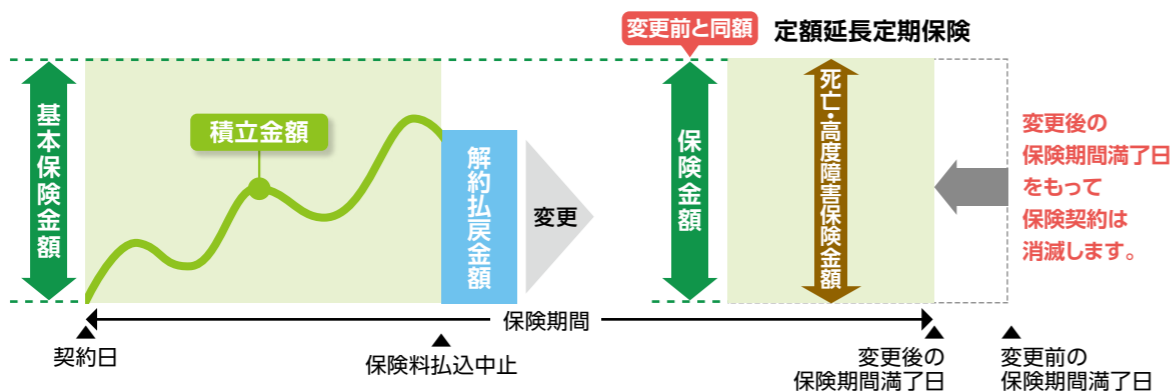
定額延長定期保険

定額で**保障**を継続したい方：保険料の払込みを中止して、定額延長定期保険に変更することができます。

特別勘定での運用	停止（一般勘定へ移行）
変更後の保険金額	変更日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額
保険期間満了日	変更日の解約払戻金額に基づき計算*2します。

*2 解約払戻金額等により、変更後の保険期間満了日が変更前の保険期間満了日より短くなる場合があります。また、計算の結果、変更後の保険期間が変更前の保険期間を超えるときは、変更前の保険期間満了日までとし、保険期間満了日に被保険者が生存しているときは生存保険金をお支払いします。

[イメージ図]「変更後の保険期間満了日」が「変更前の保険期間満了日」より短くなった場合



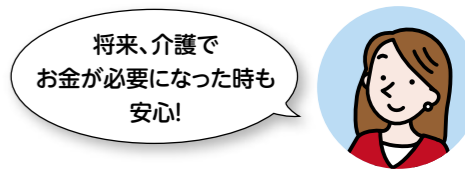
※このページに記載の図はイメージ図であり、積立金額等を保証するものではありません。

年金への移行

保険期間中 解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。

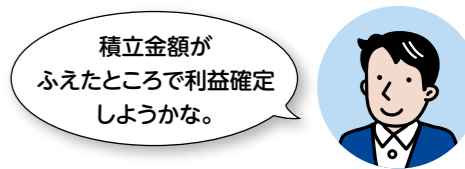
■ 要介護2以上と認定されている場合、**介護年金に移行**できます **介護年金移行特約**

移行の条件	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されていること。 契約日から1年経過以後であること。 年金支払開始日の被保険者の年齢が40歳以上であること。
年金種類	終身介護年金



■ ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、**年金に移行**できます **年金移行特約**

移行の条件	契約日から1年経過以後であること。
年金種類	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金（年金支払期間:5年・10年・15年・20年） 年金総額保証付終身年金



第1回の年金支払日（年金支払開始日）は、不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日となります。

保険期間満了時

■ 満期保険金を一時金に代えて**年金で受取る**ことができます **年金支払特約**

年金種類	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金（年金支払期間:5年・10年・15年・20年） 10年保証期間付終身年金
------	---

人生100年時代をさらに楽しく!



第1回の年金支払日は、保険期間満了日の翌年の契約応当日となります。

ご注意ください

- 年金原資となる解約払戻金、満期保険金には最低保証はありません。そのため、払込保険料累計額を下回る可能性があります。
- 年金額が所定の金額に満たない場合、年金に移行することができません。

商品パンフレット

税金のお取扱いについて

保険料払込時

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

運用・スイッチング時

運用益に対する課税は、解約払戻金または満期保険金等を受取るまで繰延べられます。

解約時、減額時

解約時の差益に対して、所得税(一時所得)+住民税が課税されます。

※前納を行った場合は、源泉分離課税の対象になることがあります。

死亡保険金、満期保険金受取時

(1) 死亡保険金

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

*1 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)〈相続税法第12条〉」が適用されます。

(2) 満期保険金

契約者	満期保険金受取人	税金の種類
本人	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	本人以外	贈与税

高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金受取時

全額非課税になります。

特約付加による年金受取時

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)+住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金/終身介護年金	所得税(一時所得)+住民税
		保証期間付終身年金/年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得)+住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税*2	
	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)+住民税	

*2 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

ご注意ください

■ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。

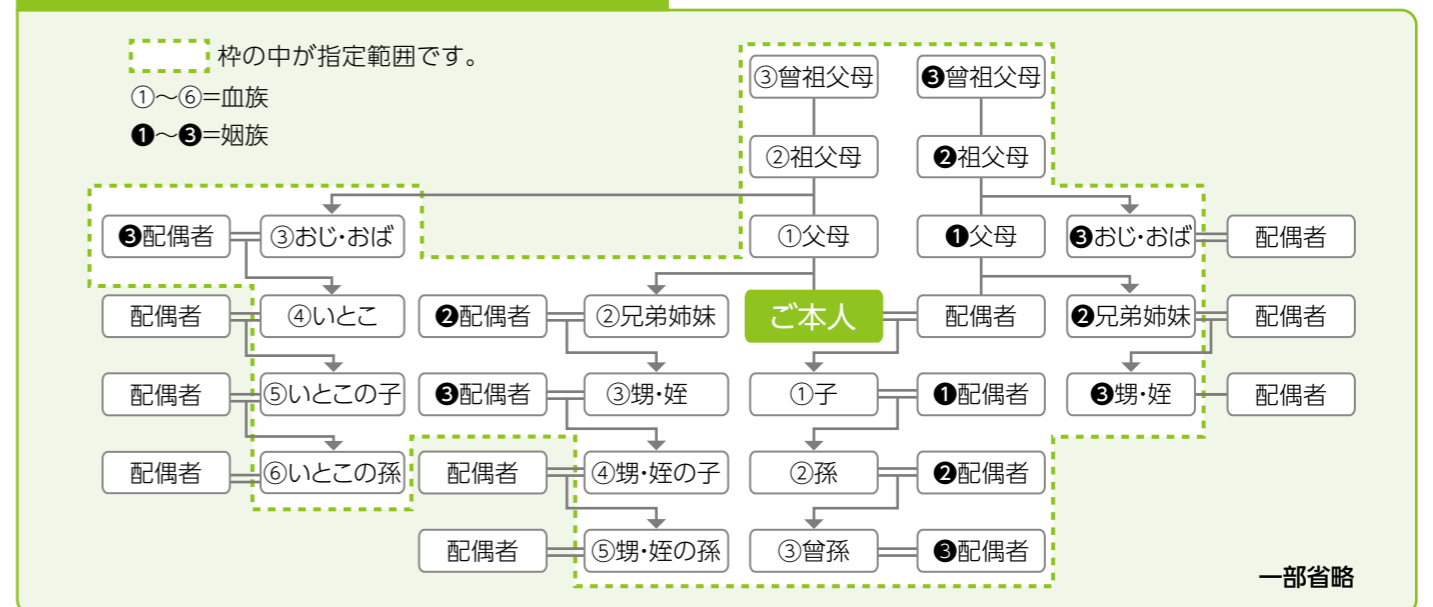
■ 税制上のお取扱いは2024年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

ご契約のお取扱いについて

基本保険金額	最低：200万円 最高：契約年齢に応じて500万円～4,000万円（10万円単位） 保険料建ての場合、毎月の払込保険料を最低5,000円*1から1,000円単位で設定いただけます。 *1 月払保険料5,000円以上かつ基本保険金額200万円以上である必要があります。	
保険料払込方法	回数 月払	
	経路 口座振替 / クレジットカード払 ※前納の場合は三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込となります。 ※クレジットカード払は月払プランのみ可能です。	
保険料払込プラン	月払プラン	毎月、1か月分の保険料を払込み
	半年払プラン	半年*2ごとに、6か月分の保険料を一括払い
	年払プラン	毎年*2、12か月分の保険料を一括払い
	前納	2年以上(年単位*2)の年払プランの保険料を前納 ※三井住友海上プライマリー生命所定の利率で保険料の割引があります。 ※三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込のみとなります。 *2 年単位の契約応当日を基準とした期間とします。 ※半年払プラン、年払プランまたは前納を選択された場合、あらかじめお預かりした保険料から、月単位の契約応当日が到来するごとにその払込期月に対応する保険料を充当します。充当する保険料から必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰入れます。そのため、払込期月が到来していない分は特別勘定による運用を行いません。
口座振替日/カード利用日	口座振替日：毎月27日*3(非営業日の場合は翌営業日)/カード利用日：毎月10日 *3 半年払プランの場合は半年単位の契約応当日の属する月、年払プランの場合は年単位の契約応当日の属する月となります。	
保険期間・保険料払込期間	年満了	10年満了、15年満了、20年満了、25年満了、30年満了 ※満了年齢は80歳以下とします。
	歳満了	50歳満了、55歳満了、60歳満了、65歳満了、70歳満了、75歳満了、80歳満了 ※保険期間・保険料払込期間は、10年以上とします。 ※歳満了の場合の満了日は、その年齢になる年単位の契約応当日の前日となります。 ※ご契約後に保険期間・保険料払込期間の変更はできません。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	0歳～70歳	
契約日	責任開始日の翌月1日	
責任開始日	【第1回保険料が口座振替・クレジットカード払の場合】 申込日または告知日のいずれか遅い日 ※「責任開始期に関する特約」が自動付加されます。 【上記以外の場合】 第1回保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日または告知日のいずれか遅い日	
健康告知	あり	

取扱範囲 (個人契約の場合)	契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者
	満期保険金受取人	契約者、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族 なお、契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者
	死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族
	高度障害保険金受取人	被保険者
法人契約の取扱い	あり	
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P36～P37をご覧ください。	
減額	減額後の基本保険金額 200万円以上(1万円単位)	
増額	お取扱いいたしません	
契約者貸付制度	あり	
保険料の高額割引	基本保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の割引が適用されます。	

3親等以内の親族または主な6親等以内の血族



解約・特約について

解約について	特約について
P31	P29

諸費用について

保険料の払込期間中または特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

<すべての契約者にご負担いただく費用>

項目	費用	時期	
保険関係費	保険契約の締結、維持および保険料の集金に必要な費用	被保険者の性別・年齢などにより異なります。	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
	特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率 0.52%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	基本保険金額を最低保証するための費用	積立金額に対して年率 0.03%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	死亡保障などに必要な費用	被保険者の性別・年齢などにより異なります。	契約日および月単位の契約応当日の始めに積立金から控除
	保険料払込免除に関する費用	保険料に対して 0.1%~0.2% (保険料払込期間に応じます)を乗じた額	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
資産運用関係費	特別勘定ごとに異なります。詳細は、P11を参照	各特別勘定の資産残高に対して所定の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除	

<特定の契約者にご負担いただく費用>

項目	費用	時期
保険料払込免除特約を付加した場合の費用	被保険者の性別・年齢、保険料払込期間などにより異なります。	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
積立金移転手数料	1保険年度16回目から、インターネット以外の方法で積立金の移転をする場合、1回につき 2,500円	積立金の移転時に積立金から控除

年金移行特約、介護年金移行特約および年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
年金管理費	年金額に対して 1%*1	毎年の年金支払日に責任準備金から控除

*1 表示の費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

解約時にご負担いただく費用

項目	費用	時期
解約控除*2	保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などにより異なります。	契約日から解約日までの保険料払込年月数が10年未満の場合に積立金額から控除

*2 保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。

アフターサービスについて

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会 ● 住所変更 ● 生命保険料控除証明書の再発行 ● ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会 ● 積立金の移転(スイッチング) ● 配分割合の照会 等

※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書再発行、積立金の移転等はサービスの対象外となります。本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



三井住友海上プライマリー生命ホームページ

<https://www.ms-primary.com>



プライマリー生命マイページご利用方法

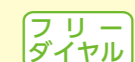
三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。
※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができません。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会 ● 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ ● ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会



三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター



フリーダイヤル **0120-520-256**

受付時間
月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
保険期間中	■ 特別勘定での運用期間中 ご契約状況のお知らせ 毎年4回、契約者あてにご案内します。 ※一般勘定への移行後は、毎年1回ご案内します。 ※郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。 ■ 保険料払込期間中 生命保険料控除証明書 毎年1回、契約者あてにご案内します。
保険期間満了前	満期保険金受取に関する請求書類 契約者あてに郵送します。 ※満期保険金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせてご返送ください。
満期保険金の振込み後	お支払いのお知らせ 満期保険金のお振込み後、三井住友海上プライマリー生命から郵送します。

※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス



私だけ契約内容を把握しているのは不安だわ…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で高度障害保険金、満期保険金、保険料の払込み免除等の手続きができなくなってしまうら、どうしたらよいだろう…

受取人や契約者が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、高度障害保険金、満期保険金、保険料の払込み免除等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、受取人に代わって当請求を行うことが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと



父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、毎月お払込みいただく保険料から所定の保険関係費を控除した金額を、主に投資信託を投資対象とする特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金等の額が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。

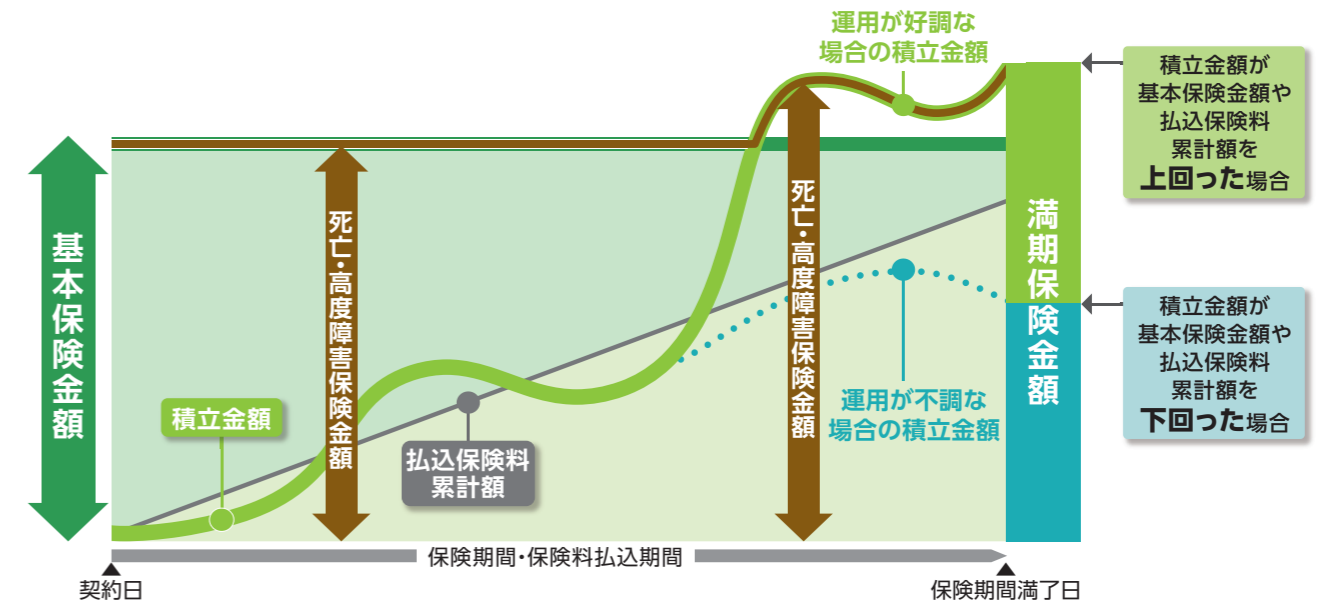
- 被保険者が保険期間満了時に生存している場合、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。（満期保険金には最低保証はありません。）
- 保険期間中に被保険者が死亡または高度障害状態に該当された場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

『しあわせつみたて』の正式名称は、変額保険（有期型）です。

この保険は、市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.35の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡・高度障害保険金額、満期保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。

※ 上図は、保険期間中に解約等がなかった場合のものであります。

2 特別勘定の種類と運用方針等について

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は三井住友海上プライマリー生命が定めます。また、これらについては今後変更することがあります。特別勘定は、投資信託等を主な投資対象とし、その組入比率は原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有することがあります。
- この保険では、複数の特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。この保険の特別勘定群は、「A型」です。
- 保険料から所定の保険関係費を控除した額を特別勘定に繰入れます。その繰入日は以下のとおりとします。
 - ・ 第1回保険料：契約日
 - ・ 第2回以降の保険料：月単位の契約応当日

特別勘定の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
 - 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価<*>により評価するものとします。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価<*>により評価を行い、評価差額を損益に計上します。
- <*> 時価については、三井住友海上プライマリー生命が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類、特別勘定の運用方針および投資対象となる投資信託は、以下のとおりです。

特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称<*>	運用会社	運用方針	資産運用関係費(消費税込・年率)
国内株式インデックス	国内株式インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	主としてわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する運用成果を目指します。	0.0605%
外国株式インデックス	JDFインデックス・ファンド外国株式I	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する投資成果を目指します。	0.1650%程度
米国株式インデックス	米国株式(S & P 500)インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	主にブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資する上場投資信託証券および米国の株式へ投資し、S & P 500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0531%程度
外国株式アクティブ1型	フランクリン・テンプレトン・グローバル株式ファンドVA	フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社	日本を除く世界各国の主要株式市場に投資することにより、中長期的な運用成果を目指します。クオント手法により多面的に分析し、個別銘柄を選択します。原則として、円に対する為替ヘッジは行いません。	0.7480%
国内債券インデックス	国内債券インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	円建ての債券等を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合に連動する運用成果を目指します。	0.0825%

特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称<*>	運用会社	運用方針	資産運用関係費(消費税込・年率)
外国債券インデックス	外国債券インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0825%
国内リート	国内リートインデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S & P J-R EIT 指数(配当込み)に連動する運用成果を目指します。	0.0660%
先進国リート	先進国リートインデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S & P 先進国REIT 指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0935%
バランス株式50	SMAM・バランスファンドVA50	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	実質的に国内外の株式・債券への分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。基本資産配分比率を、国内株式25%、キャッシュを含む国内債券25%、外国株式25%、外国債券25%を基本とします。	0.3240%
マネー	SMAM・FGマネーファンドVA	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	円建ての公社債等を中心に投資を行い、安定した運用成果を目指します。	0% ~ 0.1980% <*>

<*> 投資信託の正式名称については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。(例：国内株式インデックス・ファンドVA→国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用))

<*> 前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じた率を用いて各月ごとに決定するため、上限と下限のみを記載しております。

※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

この「契約概要」に記載の特別勘定に関する事項は、概要を示しております。特別勘定に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

3 保障の内容について

名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡された場合	被保険者が死亡された日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態に該当した場合	高度障害保険金の支払事由が生じた日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額	被保険者<*>
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存している場合	保険期間満了日の積立金額	満期保険金受取人

<*> 契約者が法人かつその法人が死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合、その法人が高度障害保険金の受取人となります。

※「高度障害状態」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



- ・ 死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金は重複してお支払いすることができません。いずれかの保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
- ・ 免責事由に該当するときは、死亡保険金等のお支払いができないことがあります。免責事由については詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料の払込免除について

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態に該当した場合には、将来の保険料の払込みが免除されます。
- 「保険料払込免除特約」を付加することで、保険料払込期間中に三大疾病（ガン（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患）により被保険者が所定の状態に該当された場合には、将来の保険料の払込みが免除されます。

対象となる疾病	保険料の払込みを免除する場合
ガン（悪性新生物<*>） <*> 上皮内ガンは除きます。	責任開始日からその日を含めて91日目（ガン給付責任開始期）以後に初めて所定のガン（悪性新生物）と診断確定されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した所定の心疾患を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した所定の脳血管疾患を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき

※「所定の身体障害の状態」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※ ガン給付責任開始期前に所定のガン（悪性新生物）と診断確定されていた場合には、保険料の払込みを免除しません。



- ・ この特約は、契約締結時にのみ付加することができます。（中途付加のお取扱いはありません。）
- ・ この特約を付加する場合には、この特約の保障にあたる保険料をご負担いただきます。ただし、この特約部分の保険料は特別勘定に繰り入れません。
- ・ 保険料の払込免除の事由の発生前に限りこの特約を解約することができます。なお、この特約の解約には、解約払戻金はありません。

4 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

5 主契約に付加できる主な特約について

● 保険料払込免除特約

保険料払込期間中に三大疾病（ガン（悪性新生物＜*＞）、心疾患、脳血管疾患）により被保険者が所定の状態に該当された場合、将来の保険料の払込みを免除します。

＜*＞ 上皮内ガンは除きます。

● リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6か月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後、保険期間満了日前であれば、ご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 終身移行特約

契約日から1年経過以後の保険料払込期間中であればご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、保険期間満了時であれば満期保険金のお支払いにかえて、終身保障へ移行します。終身保障へ移行するための終身保障移行額は、保険料払込期間中は特約付加日前日の解約払戻金額、保険期間満了時は満期保険金額となります。なお、終身保障への移行後、高度障害保険金はなくなります。

● 年金移行特約

契約日から1年経過以後、保険期間満了日前であれば、ご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 年金支払特約

保険期間満了時に、満期保険金の全部または一部を、年金でお支払いします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

6 ご契約のお取扱いについて

基本 保険金額	最低	200万円
	最高	契約年齢に応じて 500万円～4,000万円
		※ 基本保険金額は10万円単位で設定いただけます。 ※ 保険料建ての場合、毎月の払込保険料を最低5千円から千円単位で設定いただけます。
保険料 払込方法	回数	月払
	経路	口座振替／クレジットカード払 ※ 前納の場合は三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込みとなります。 ※ クレジットカード払は月払プランのみ可能です。
保険料払込 プラン	月払プラン	毎月、1か月分の保険料を払込み
	半年払プラン	半年＜*＞ごとに、6か月分の保険料を一括払い
	年払プラン	毎年＜*＞、12か月分の保険料を一括払い
	前納	2年以上（年単位＜*＞）の年払プランの保険料を前納 ※ 三井住友海上プライマリー生命所定の利率で保険料の割引があります。 ※ 三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込みのみとなります。
		＜*＞ 年単位の契約応当日を基準とした期間とします。 ※ 半年払プラン、年払プランまたは前納を選択された場合、あらかじめお預かりした保険料から、月単位の契約応当日が到来するごとに保険料に充当し、保険料から必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰入れます。そのため、払込期月が到来していない分は特別勘定による運用を行いません。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～70歳
保険期間・ 保険料払込 期間	年満了	10年満了、15年満了、20年満了、25年満了、30年満了 ※ 満了年齢は、80歳以下とします。
	歳満了	50歳満了、55歳満了、60歳満了、65歳満了、 70歳満了、75歳満了、80歳満了 ※ 保険期間は、10年以上とします。 ※ 歳満了の場合の満了日は、その年齢になる年単位の契約応当日の前日となります。
基本保険金額の増額		お取扱いいたしません
基本保険金額の減額		減額後の基本保険金額：200万円以上 ※ 減額後、毎月の保険料が5千円以上であることが必要です。
高額割引制度		基本保険金額が1,000万円以上の場合、適用されます。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の平準払変額商品のご契約がある場合、基本保険金額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は7億円となります。

7 解約払戻金について

- 保険期間満了日前であればいつでも、ご契約の全部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
 - 解約された場合の解約払戻金額は、解約日における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。なお、契約者貸付金があるときは、その元利金を差し引きます。
 - 解約控除額は、契約日から解約日までの保険料払込年月数が10年未満の場合に、契約日からの保険料払込年月数に応じた額となります。なお、この額は、保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などによって異なります。
- ※ 保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。
- ※ 自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更後および終身保障への移行後の解約払戻金については、「[ご契約のしおり・約款](#)」でご確認ください。



この保険では、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動（増減）します。したがって、運用状況によっては受取る解約払戻金が払込保険料累計額を下回る場合があります。

8 諸費用について

諸費用については、「[注意喚起情報](#)」P.33の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用は、つぎの費用の合計となります。

● 保険料の払込期間中または特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

<すべての契約者にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
保険関係費	保険契約の締結、維持および保険料の集金に必要な費用	< * >	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
	特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率0.52%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	基本保険金額を最低保証するための費用	積立金額に対して年率0.03%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	死亡保障などに必要な費用	< * >	契約日および月単位の契約応当日の始めに積立金から控除
	保険料払込免除に関する費用	保険料に対して0.1%~0.2% (保険料払込期間に応じます) を乗じた額	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除

項目	費用	時期
資産運用関係費	特別勘定ごとに異なります。P.25~26「特別勘定の種類と運用方針」をご確認ください。	各特別勘定の資産残高に対して所定の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

- ※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- ※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<特定の契約者にご負担いただく費用>

項目	費用	時期
保険料払込免除特約を付加した場合の費用	< * >	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
積立金移転手数料	1 保険年度 16 回目から、インターネット以外の方法で積立金の移転をする場合、1 回につき 2,500 円	積立金の移転時に積立金から控除

< * > 被保険者の性別・年齢などにより異なります。そのため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

● 年金移行特約、介護年金移行特約および年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの保険料払込年月数が10年未満の場合には、契約日からの保険料払込年月数に応じた解約控除額が解約日の積立金額から差引かれます。なお、解約控除額は、保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などによって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

※ 保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。



2. この保険のリスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金等の額が変動（増減）します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、満期保険金、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込保険料累計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- お客さまが積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なる場合がありますのでご注意ください。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇
⑥第1回保険料払込金額	⑥30,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) からとなります。

<お手続き方法>
三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

5 告知義務について

契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。

ご契約にあたっては、現在の健康状態等を「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」で三井住友海上プライマリー生命がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知いただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、三井住友海上プライマリー生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合、次のとおりお取扱いいたします。

- ・ 保険金等をお支払いすることはできません。
- ・ お支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。
- ・ 保険料の払込みを免除することができません。

ただし、保険金等の支払事由または保険料の払込みを免除する事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合は、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除をします。

告知受領権は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

三井住友海上プライマリー生命の社員または三井住友海上プライマリー生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、その内容等についてご確認させていただく場合があります。

6 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、第1回保険料の払込方法に応じて定めるときから三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

- ・ 口座振替、クレジットカード払いの場合(「責任開始期に関する特約」付加)、申込日または告知日のいずれか遅い日
- ・ 上記以外の場合、第1回保険料受領日または告知日のいずれか遅い日

契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等される場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

7 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活について

保険料は、払込期月<*1>内にお払込みください。また、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

<*1> 第2回保険料の払込期月は、契約日が属する月の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、各回の払込期月は、順次到来する月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までとします。

保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までとします。

猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。ただし、自動延長定期保険への変更が可能な場合には、保険金額を定額とする自動延長定期保険に変更します。この自動延長定期保険への変更日は、猶予期間満了日の翌日とします。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料の払込み<*2>にも猶予期間<*3>があります。ただし、その猶予期間内に払込まれない場合、保険契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

なお、無効となったご契約のご契約者または被保険者については、三井住友海上プライマリー生命では一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)新たなご契約のご契約者または被保険者としてお引受けいたしません。

<*2> 払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日まで

<*3> 第1回保険料の払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで

一旦失効した契約であっても、失効日からその日を含めて3か月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

8 保険金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除をすることができないことがあります。

■ 責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合、ご契約者、保険金等の受取人、被保険者の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除をすることができないことがあります。

■ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合には、保険金等のお支払いはできません。

■ 重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除ができないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

■ 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結または復活したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金を不法に取得する目的、または他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

■ ご契約が告知義務違反により解除となった場合や責任開始期以前に発病したまたは発生した傷害を原因とする場合は、保険金等のお支払いができないことがあります。

9 解約と解約払戻金について

■ 解約払戻金額は解約日（三井住友海上プライマリー生命の定める書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日）における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。なお、積立金額は特別勘定による運用により変動（増減）しますので、株価の下落や為替の変動等の投資リスクがあり、運用実績によっては解約払戻金等の合計額が払込保険料累計額を下回る可能性があります。（解約払戻金に最低保証はありません。）解約払戻金の運用実績ごとの推移については、「[ご契約のしおり・約款](#)」の例表をご確認ください。

■ 詳細については、「[契約概要](#)」P.31の「7.解約払戻金について」をご参照ください。

10 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

■ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

■ 三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL:03-3286-2820）までお問い合わせください。

11 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について

■ 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針については、当冊子の「[契約概要](#)」をご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については、「[特別勘定のしおり](#)」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

12 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

■ 現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、免責事由に該当する場合等には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料累計額より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度等について

■ 三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

■ 個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

■ お申込みの際に、ご契約内容が登録される場合があります。（[契約内容登録制度](#)・[契約内容照会制度](#)）

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取り扱い・契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、特別勘定の運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

13 引受保険会社の商号と住所等について

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

14 税金のお取り扱いについて

● 払込保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

※ 前納を行った場合は、源泉分離課税の対象になることがあります。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*1> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

● 満期保険金に対する課税

契約者	満期保険金受取人	税金の種類
本人	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	本人以外	贈与税

● 高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金に対する課税

被保険者が受取人の場合、所得税および住民税が非課税となります。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金/終身介護年金	所得税(一時所得) + 住民税
		保証期間付終身年金/年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税<*2>	
	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税	

<*2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- ・ 税金のお取り扱いについての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2024年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

15 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人に請求できない特別な事情があるとき、契約者によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人にかわって請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

16 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル
0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

お問合わせ・
ご相談受付先

17 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

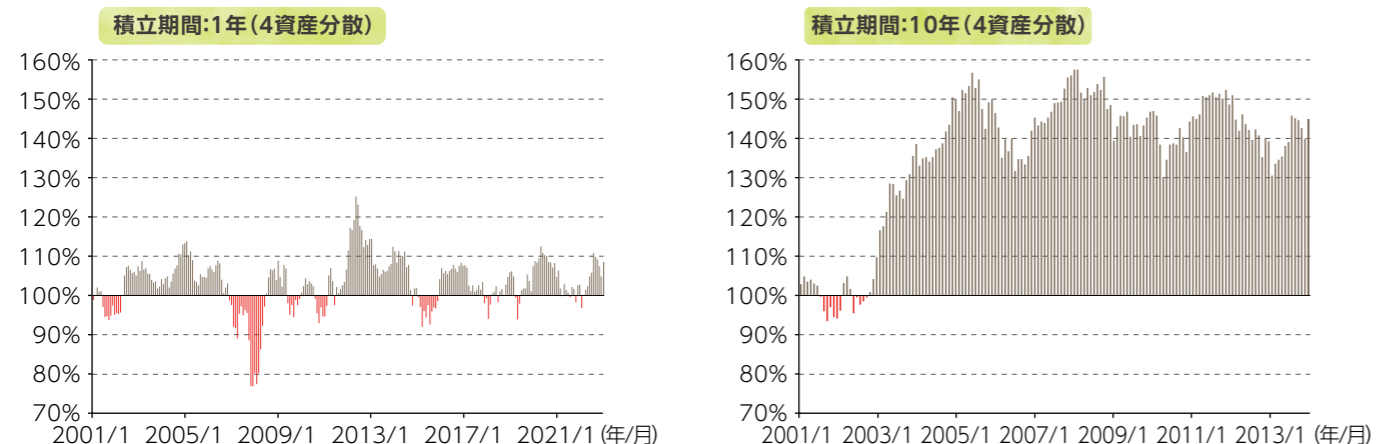
この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

資産運用のリスクを軽減し、安定的なリターンを目指すための3つのポイント

Point 1 長期投資

積立投資の運用結果を積立期間1年と積立期間10年で比較すると、長期間積立てることにより、投資額を下回る確率が少なくなっています。

[毎月2万円の積立投資を各月ごとに開始したと仮定した場合の騰落率(運用結果÷投資額)の推移]



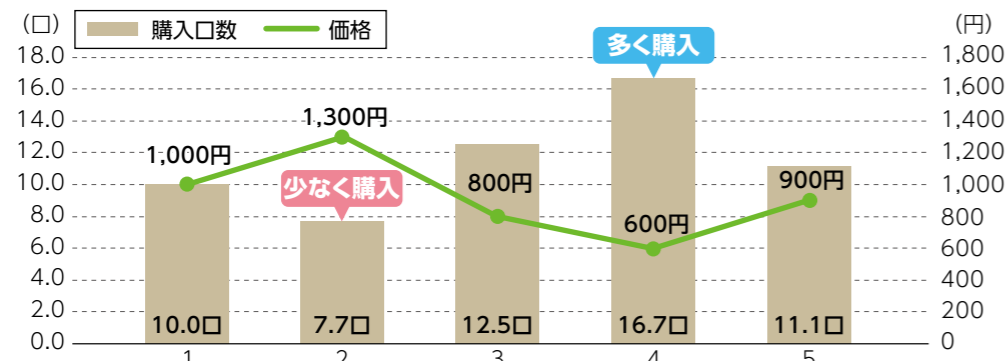
※騰落率100%を基準に、超える場合は運用結果が投資額を上回り、満たない場合は下回ったことを表しています。
※データ期間：2001年1月末から2023年11月末

CHECK 長期投資は、短期投資に比べて投資額を下回る確率が少なくなり安定的なリターンが期待できます。

Point 2 積立投資

一定の金額で定期的に購入を続ける「ドルコスト平均法」を活用すると、価格の上昇局面では口数を少なく、価格の下落局面では口数を多く購入できます。

[毎月1万円ずつ購入し、以下のような値動きをした場合]



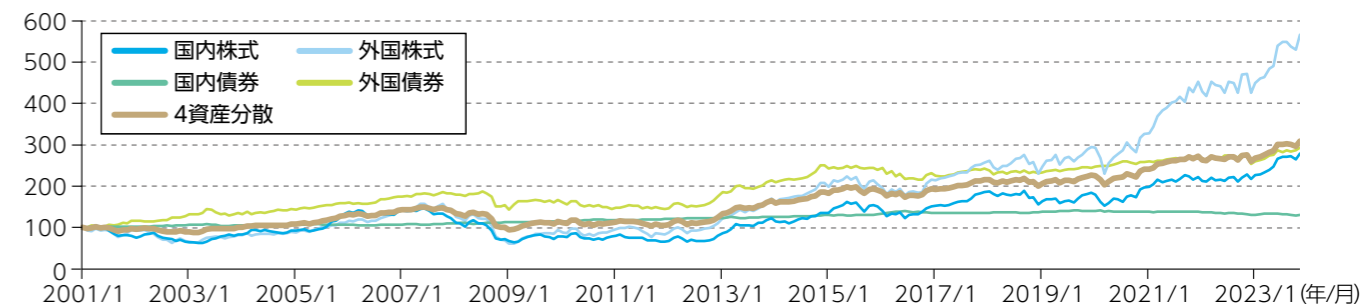
購入方法	1口の価格(円)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	合計	平均購入単価
		1,000	1,300	800	600	900		
積立	購入額(円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000	862円 割安
	購入口数	10.0	7.7	12.5	16.7	11.1	58.0	
一括	購入額(円)	50,000	—	—	—	—	50,000	1,000円
	購入口数	50	—	—	—	—	50	

CHECK 「ドルコスト平均法」により購入単価が平準化され価格変動の影響を軽減できます。

Point 3 分散投資

異なる値動きをする複数の資産を組み合わせることにより、特定の資産が値下がりした場合でも、他の資産で損失をカバーできる場合があります。

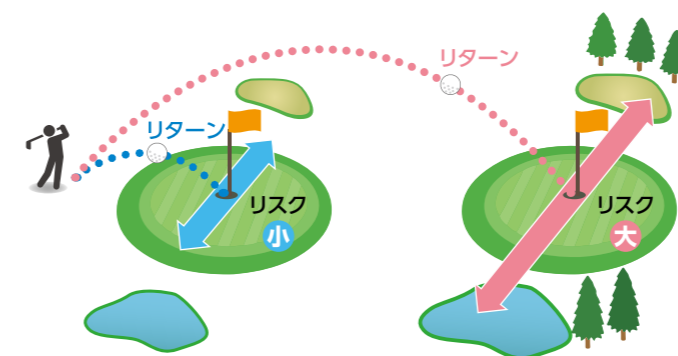
[各資産を2001年1月から運用したと仮定した場合の推移]



※2001年1月末を100として2023年11月末までの過去の4資産のインデックスを用い、運用を行ったと仮定した場合のシミュレーション結果をグラフ化したものです。

CHECK 1つの資産だけを保有する場合と比べて、複数の資産に分散することで、リスクを抑えてマーケットの状況に左右されにくい運用成果が期待できます。

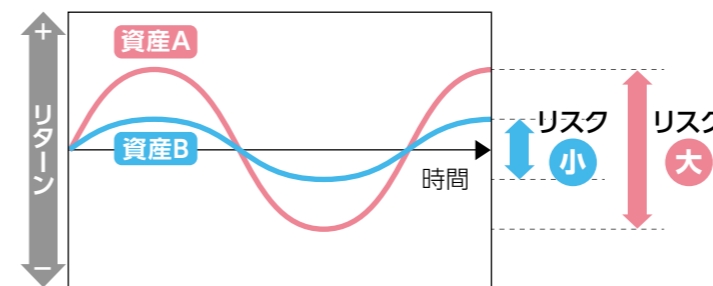
【ワンポイント】



資産運用におけるリスクとは「期待できるリターンの振れ幅」の大きさのことを言います。

例えば、ゴルフでは遠くの目標を狙うほど、ボールは目標から外れやすくなります。この目標から外れる振れ幅と飛距離の関係は資産運用における「リスク」と「リターン」の関係に似ています。つまり、「リスクが大きい」とは、「大きな収益が得られるかもしれないし、大きな損失が出るかもしれない」という意味です。

[イメージ図]



[Point1・3のグラフについて]

※4資産分散は、国内株式25%、国内債券25%、外国株式25%、外国債券25%の配分比率に毎月末リバランスをして、運用を行ったと仮定して作成しています。

※各シミュレーションは、Bloombergのデータを基に三井住友海上プライマリー生命が作成したものであり、諸費用については考慮しておりません。

(使用インデックス)

国内株式：TOPIX(東証株価指数、配当込み)、国内債券：NOMURA-BPI(総合)、外国株式：MSCIコクサイ・インデックス(除く日本、配当込み、円ベース)、外国債券：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害について一切責任を負いません。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing on page 47.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing on page 48.



最後に、ご確認ください



この保険は生命保険です。

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。



市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により変動します。そのため、特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の満期保険金額、解約払戻金額等が変動し、**損失が生じるおそれがあります。**
満期保険金額、解約払戻金額に最低保証はありません。

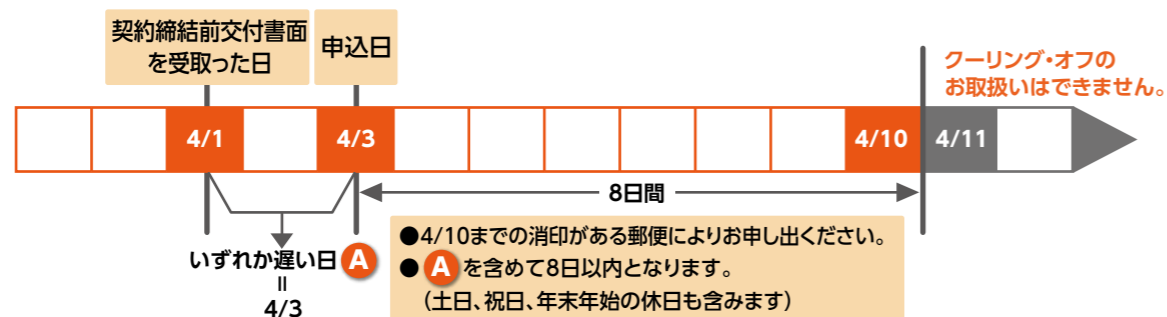


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面またはメールにより契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P36～P37にてご確認ください。

[イメージ図] (書面で手続きする場合の例)



保険料が払込まれない場合、ご契約が失効します。

保険料払込の猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約が失効します。一旦失効した契約であっても、所定の期間内であればご契約の復活を請求できます。

ご契約の失効・復活についての詳細は、「注意喚起情報」P38にてご確認ください。



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「保険料の払込期間中または特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用」、「年金移行特約、介護年金移行特約および年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用」、「解約時にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P33～P35にてご確認ください。